

村山市

認知症支援 ガイドブック



村山市社会福祉協議会 地域包括支援センター

1 はじめに

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

すべての認知症の人が、基本的人権（人が生まれながらに持っていて、誰からも侵害されない権利）を持つ個人として、自分自身の意思によって日常生活や社会生活を送れるようにしなければならないと示されています。

「認知症になったら何もできなくなる」「認知症になったら家で暮らせなくなる」このようなイメージを持っていないでしょうか？

偏見や誤解をなくし、認知症の人が安心して暮らせる社会を目指して「新しい認知症観」を普及させるための取り組みが進められています。

「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

村山市では、認知症と共に人生の最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために、認知症の人を支える資源を進行レベル別・支援内容別に整理した「村山市認知症支援ガイドブック」を作成しています。これは、認知症の人の人生を支えていく、医療・介護・生活支援・制度・しくみ等が見える化したものです。

自分らしい暮らしを続けられるように、この「村山市認知症支援ガイドブック」をご活用ください。



目 次



1	はじめに	
2	こんなことはありませんか？	3
3	認知症の基礎知識	4
4	認知症の進み方	6
	標準的な認知症ケアパスの概念図 ～住み慣れた地域で暮らし続けるために～	
	認知症ケアパス作成のための公的資源	
	認知症ケアパス作成のための社会資源	
5	認知症ケアパス	10
6	相談	11
	認知症相談マップ	
7	認知症予防について	14
8	医療について	16
9	介護について	18
10	生活支援について	19
11	住まいについて	23



② こんなこと、ありませんか？

次の項目は、認知症の始まりによくみられる症状です。
該当する場合には、□にチェックをしてみましょう。

- ☐ 財布や携帯電話、めがねなど、置いた場所が分からなくなることがある
- ☐ 5分前に聞いたことを思い出せないことがある
- ☐ 今日が何月何日かわからないことがある
- ☐ 本や新聞、テレビの内容がわからなくなった
- ☐ 1日の計画を自分で立てることができなくなった
- ☐ 電話をかけることができなくなった
- ☐ ぞうきんやほうきを使って掃除ができなくなった
- ☐ 決められた時間に決められた分量の薬を飲むことができなくなった
- ☐ 自分で食事の支度ができなくなった
- ☐ 一人で買い物ができなくなった
- ☐ 会話の途中で言いたいことを忘れることがある
- ☐ 預金の出し入れや、公共料金の支払いなどを一人でできなくなった
- ☐ 周りの人から「いつも同じ事を聞く」など物忘れがあるといわれる
- ☐ 約束の日時や場所を間違えるようになった



これらの症状のいずれかにあてはまる場合には、
お早めにかかりつけ医や地域包括支援センターへご相談ください。

3 認知症の基礎知識



認知症は、いろいろな原因で脳の細胞が失われてしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、日常生活をするうえで支障がでている状態が、おおよそ6ヶ月以上継続しているものをいいます。

認知症の原因となる脳の病気には、さまざまな種類がありますが、代表的なものは次の4つです。

根本的な治療が困難な認知症 ～進行を遅らせる治療を行います～

① アルツハイマー型認知症

○どんな病気？

脳の神経細胞が徐々に減少していき、それにより脳が委縮（縮んで小さくなること）するために起こる病気です。

認知症の中でも最も多い割合を占める病気です。

○主な症状や特徴は？

「もの忘れ」が進みます。新しい事を覚えるのが難しくなりますが、初めのうちは昔の記憶は残っています。その後病気が進むと昔のことも忘れていきます。

他にも、判断力の低下、時間や場所がわからなくなる、などの症状のほか、人によっては、物を盗られる妄想、実際にはないはずのものが見える、不安やイライラ、あちこち歩き回る、暴言や暴力、などさまざまな症状が現れます。

② レビー小体型認知症

○どんな病気？

レビー小体という特殊なたんぱく質が脳の中にたまることによって起こる病気です。

○主な症状や特徴は？

初期の段階から、もの忘れに加えて、実際にはないはずのものが見えるという「幻視」の症状がみられます。

また、表情がかたくなる、体の動きがぎこちなくなる、手が震える、など身体に関する症状を伴います。

さらに、調子の悪いときと良いときの差が大きく、1日のうちでも症状が大きく変動するというのも特徴です。

③ 前頭側頭型認知症

○どんな病気？

脳の前の部分や横の部分で神経細胞が減少し、脳の委縮が進むことで起きる病気です。

病気の進行に伴って脳の委縮がみられることはアルツハイマー型と同じですが、委縮する場所が違います。別名「ピック病」とも呼ばれています。

○主な症状や特徴は？

初期には、もの忘れなどの記憶障害よりも「性格の変化」や「生活上の行動変化」が強く現れます。感情のコントロールができず暴力的になったり、身だしなみに無頓着になったりという症状が現れるようになります。

65歳未満の若年者の発症が多いのが特徴です。

予防や治療が可能な認知症 ～原因となる病気の治療を行います～

④ 脳血管性認知症

○どんな病気？

脳梗塞や脳出血によって脳の血管が詰まったり破れたりして、脳に栄養や酸素がいきわたらなくなり、神経細胞が減少してしまうことで起きる病気です。

○主な症状や特徴は？

記憶障害、判断力の低下、涙もろくなる、などに加え、手足のまひ、ろれつが回りにくい、感情のコントロールができない、などの症状が見られますが、脳の障害が出た場所によって症状の出かたに違いがあります。もの忘れが強いのに、判断力や理解力は問題なく保たれているなど「まだら認知症」とよばれる状態になることもあります。

脳梗塞や脳出血が再発するたびに、下り階段のような形で状態が落ちていくのが特徴です。

ほかにも…

- ・髄液に脳が圧迫される 「正常圧水頭症」
 - ・脳の中に血液の塊ができ脳が圧迫される 「慢性硬膜下血腫」
 - ・甲状腺ホルモンの分泌が低下して認知症状がでる 「甲状腺機能低下症」
- など、頭部の病気やケガなど様々な原因で発症することがあります。

進行を緩やかにしたり、治すことのできる認知症もありますので、早めに受診することが大切です！

4 認知症の進み方

認知症は、進行とともに症状も変わっていきます。

ご家族など身近な方が認知症を理解し、ご本人の状態に合わせた支援の方法を選択していくことが大切です。

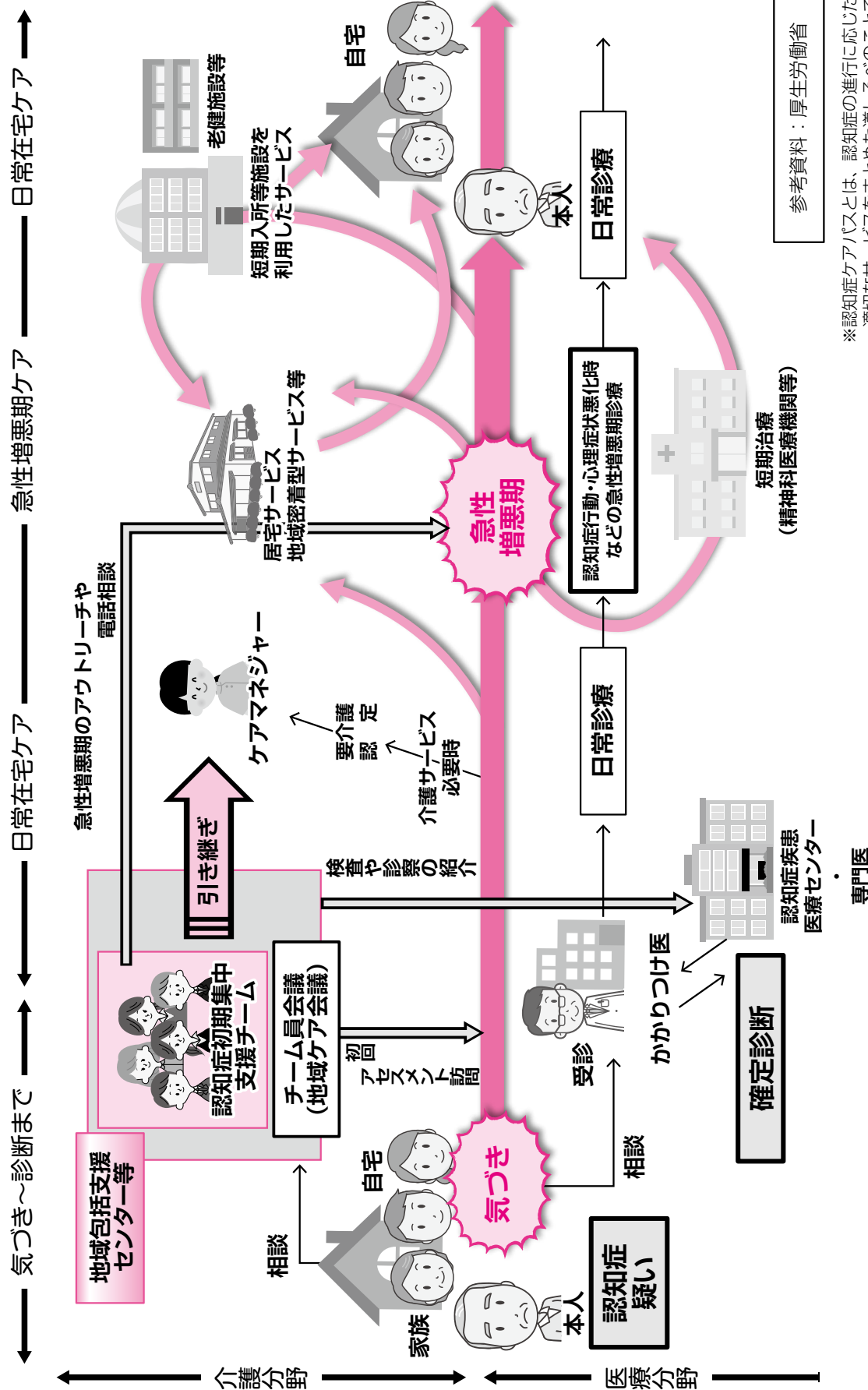
認知症の 度合い	自立	認知症予備軍	認知症の疑い	認知症初期	認知症中期	認知症後期
	日常生活は自立			誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活を送るには 常に支援や介護が必要	専門医療が必要
ご本人の様子	正常な状態 特に困ったことも無く、いつもどおりの暮らしが続いている	軽度認知障害（MCI） 軽度認知障害（MCI）とは認知症ではなく、正常な状態と認知症との間に位置する「認知症予備軍」の状態をいう。 ・物忘れはあるが日常生活に影響はない ・適切な治療を受けることで治る可能性がある ・体験は覚えているものの、詳しい内容を忘れる ・同じ話を何度も繰り返す ・物を置き忘れたり、しまい忘れたりする ・一人暮らしはできるが、家事や炊事がスムーズにできなくなる ・趣味や外出に消極的になる	・頭の中に霧がかかったような感じがする ・結果が思い出せない ・物事がおぼえにくくなった ・やる気が出ない ・不安が強い ・置いた場所を忘れて「盗まれた」と言うことが増えた ・失敗を指摘すると不自然なほど怒り出す ・日常生活的には自立している	・道に迷うようになった ・買い物やお金の管理が難しくなった ・薬の飲み忘れが目立つ ・火の不始末が多くなる ・電話や来客の対応が難しくなった ・その場その場のやりとりはできるが、後でそのことをおぼえていない ・話がかみ合わなくなってきた ・蓋を回して開けるのが苦手になった ・靴ひもが結べなくなった ・引き戸は開けられるのにドアノブがうまく回せなくなった	・着替えや食事、トイレがひとりではうまくいけなくなってきた ・ついさっきのことも忘れて同じ話を繰り返す ・時間や場所が分からない ・一人で外出して道に迷うことが多くなる ・突然怒りだしたり泣いたりする ・事実とは違う話をする ・お風呂に入っても体を洗うことができない ・何度も同じものを買い込む ・買い物やお金の管理ができなくなった	・簡単な言葉しか言えなくなった ・意思疎通が難しい ・表情が乏しい ・家族の顔や使いなれたはずの道具の使い方が分からない
	認知症の進行					
支える方の 心がまえ	・地域行事やボランティアなど、ご本人に社会参加を働きかける ・家庭内で役割を持ってもらう ・いつもと違う、何か様子がおかしい、と思ったら、「地域包括支援センター」などへ相談する ・認知症サポーター養成講座を受けて、理解を深める ご家族など身近な方の「気づき」が大切です		・認知症の方との接し方やコツを身に付ける ・ご本人のこれからの介護のことについて、家族で話し合う ・困ったことがあったら抱え込まず、かかりつけの医師や「地域包括支援センター」などへ相談する ・安心おかえり登録について話し合う ・認知症予防カフェなどに参加し、認知症の方の介護について理解を深める		・介護の負担が増えるため、介護サービスや医療サービスなどの仕組みを活用する ・ご本人ひとりではできないこと（食事やトイレ、着替えなど）が増えることを理解する ・ご本人にどのような生活を送ってもらおうか、家族でよく話し合っておく ・病気が重くなりやすいので、医療機関とのこまめなやりとりを心掛ける	

認知症になっても住み慣れた地域で暮らすためには、
どんな支援を使ったらいいの？

10 ページへ

標準的な認知症ケアパスの概念図

～ 住み慣れた地域で暮らし続けるために ～



認知症ケアパス作成のための 公的資源

認知症の人を支える **公的資源** の整理シート (地域の社会資源を認知症の生活機能障がいごとに整理)

認知症の生活機能障がい	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきり、または意思の疎通が困難である
介護予防・悪化防止	ふれあい・いきいきサロン健康増進事業（クア）介護予防事業	ふれあい・いきいきサロン健康増進事業（クア）介護予防事業	ふれあい・いきいきサロン通所介護訪問介護	通所介護訪問介護	通所介護訪問介護
他者とのつながり支援	ふれあい・いきいきサロン健康増進事業（クア）介護予防事業	ふれあい・いきいきサロン健康増進事業（クア）介護予防事業通所介護訪問介護	ふれあい・いきいきサロン通所介護訪問介護認知症地域支援推進員相談等	通所介護訪問介護認知症地域支援推進員相談等	通所介護訪問介護認知症地域支援推進員相談等
仕事・生きがい・日常活動支援	シルバー人材センター通所介護 外出支援サービス訪問介護 買物支援サービス	シルバー人材センター通所介護 外出支援サービス訪問介護 買物支援サービス	通所介護 外出支援サービス訪問介護 買物支援サービス	通所介護 外出支援サービス訪問介護 買物支援サービス	通所介護 外出支援サービス訪問介護 買物支援サービス
安否確認・見守り	緊急通報装置訪問介護配食時見守り消費生活相談	緊急通報装置訪問介護配食時見守り消費生活相談	緊急通報装置訪問介護配食時見守りいきいきネットワーク安心おかえり登録GPS 利用援助消費生活相談	緊急通報装置訪問介護配食時見守りいきいきネットワーク安心おかえり登録GPS 利用援助消費生活相談	緊急通報装置訪問介護配食時見守りいきいきネットワーク安心おかえり登録GPS 利用援助消費生活相談
生活支援金銭管理等	高齢者配食サービス福祉サービス利用援助事業	高齢者配食サービス福祉サービス利用援助事業	訪問介護高齢者配食サービス成年後見制度	訪問介護高齢者配食サービス成年後見制度	訪問介護高齢者配食サービス成年後見制度
身体介護			通所介護訪問介護短期入所	通所介護訪問介護短期入所	通所介護訪問介護短期入所
保健・医療・福祉	通院治療特定健診・後期高齢者健診・がん検診保健委員、民生委員活動北村山第一医療介護連携センター	通院治療特定健診・後期高齢者健診・がん検診保健委員、民生委員活動北村山第一医療介護連携センター	通院治療訪問看護保健委員、民生委員活動北村山第一医療介護連携センター	通院治療または訪問診療訪問看護民生委員活動北村山第一医療介護連携センター	通院治療、入院訪問看護民生委員活動北村山第一医療介護連携センター
家族支援	地域包括支援センター居宅介護支援事業所認知症初期集中支援チーム相談こころの相談認知症予防カフェ	地域包括支援センター居宅介護支援事業所認知症初期集中支援チーム相談こころの相談認知症予防カフェ	地域包括支援センター居宅介護支援事業所家族介護者交流事業認知症地域支援推進員相談認知症初期集中支援チーム相談こころの相談認知症予防カフェ	地域包括支援センター居宅介護支援事業所家族介護者交流事業介護者激励金認知症地域支援推進員相談認知症初期集中支援チーム相談こころの相談認知症予防カフェ	地域包括支援センター居宅介護支援事業所家族介護者交流事業介護者激励金認知症地域支援推進員相談認知症初期集中支援チーム相談こころの相談認知症予防カフェ
緊急時支援	医療機関緊急通報装置	医療機関緊急通報装置	医療機関緊急通報装置	専門診療科への通院、訪問診療、訪問看護	専門診療科への入院、訪問診療、訪問看護
住まい、サービス付き高齢者住宅等	住宅改修福祉用具	住宅改修福祉用具	住宅改修福祉用具	住宅改修福祉用具	住宅改修福祉用具
グループホーム、介護老人福祉施設等居住系サービス			小規模多機能型居宅介護グループホーム	小規模多機能型居宅介護グループホーム特別養護老人ホーム	小規模多機能型居宅介護グループホーム特別養護老人ホーム

認知症ケアパス作成のための 社会資源

認知症の人を支える **社会資源** の整理シート (地域の社会資源を認知症の生活機能障がいごとに整理)

認知症の生活 機能障がい	認知症の疑い	認知症を有するが 日常生活は自立	誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に 手助け・介護が必要	常に 介護が必要
支援の内容	物忘れはあるが、 金銭管理や買い物、 書類作成等を含め、 日常生活は自立している	買い物や事務、金 銭管理等にミスが みられるが、日常 生活はほぼ自立し ている	服薬管理ができな い、電話の対応や 訪問者の対応など が1人では難しい	着替えや食事、ト イレ等がうまくで きない	ほぼ寝たきり、ま たは意思の疎通が 困難である
介護予防・ 悪化防止	体操、趣味教室 (NPO、サークル等)	体操、趣味教室 (NPO、サークル等)	体操、趣味教室 (NPO、サークル等)		
他者との つながり支援	話し相手 (NPO、生協等) 老人クラブ 認知症の人と家族の会 認知症サポーター 隣組、地区住民等	話し相手 (NPO、生協等) 老人クラブ 認知症の人と家族の会 認知症サポーター 隣組、地区住民等	話し相手 (NPO、生協等) 老人クラブ 認知症の人と家族の会 認知症サポーター 隣組、地区住民等	話し相手 (NPO、生協等) 認知症の人と家族の会 認知症サポーター 隣組、地区住民等	話し相手 (NPO、生協等) 認知症の人と家族の会 認知症サポーター 隣組、地区住民等
仕事・生きがい・ 日常活動支援	老人クラブ 隣組、地区	老人クラブ 隣組、地区	老人クラブ 隣組、地区		
安否確認・ 見守り	登録企業による見守り 配達企業等 (新聞、牛乳等) 認知症サポーター 隣組、地区住民等	登録企業による見守り 配達企業等 (新聞、牛乳等) 認知症サポーター 隣組、地区住民等	登録企業による見守り 配達企業等 (新聞、牛乳等) 認知症サポーター 隣組、地区住民等 警備システム	登録企業による見守り 配達企業等 (新聞、牛乳等) 認知症サポーター 隣組、地区住民等 警備システム	登録企業による見守り 配達企業等 (新聞、牛乳等) 認知症サポーター 隣組、地区住民等 警備システム
生活支援 金銭管理等	買い物のお誘い おかずの差し入れ ごみ分別や出す手伝い 雪かきの手伝い 家政婦事業所	買い物のお誘い おかずの差し入れ ごみ分別や出す手伝い 雪かきの手伝い 家政婦事業所	買い物のお誘い・手伝い おかずの差し入れ ごみ分別や出す手伝い 雪かきの手伝い 家政婦事業所	買い物の手伝い おかずの差し入れ ごみ分別や出す手伝い 雪かきの手伝い 家政婦事業所	買い物の手伝い おかずの差し入れ ごみ分別や出す手伝い 雪かきの手伝い 家政婦事業所
身体介護			身体介護 (NPO、生協等)	身体介護 (NPO、生協等)	身体介護 (NPO、生協等)
医療					
家族支援	認知症の人と家族の会 認知症サポーター 隣組、地区住民等	認知症の人と家族の会 認知症サポーター 隣組、地区住民等	認知症の人と家族の会 認知症サポーター 隣組、地区住民等	認知症の人と家族の会 認知症サポーター 隣組、地区住民等	認知症の人と家族の会 認知症サポーター 隣組、地区住民等
緊急時支援	警備システム	警備システム	警備システム	警備システム	警備システム
住まい サービス付き 高齢者住宅等	サービス付高齢者住宅等 宅老所	サービス付高齢者住宅等 宅老所	サービス付高齢者住宅等 宅老所	サービス付高齢者住宅等 宅老所	サービス付高齢者住宅等 宅老所
グループホーム、 介護老人福祉施設 等居住系サービス					

5

認知症ケアパス

認知症の進行に合わせて受けられるサービスの流れ

認知症になると、生活していく中でさまざまな支障が出てきます。認知症の進行に応じた、適切なサービスをまとめた道しるべを「認知症ケアパス」と呼びます。認知症になっても住み慣れた地域で暮らすために「認知症ケアパス」を活用して、認知症の人を支える支援の組み合わせを考えましょう。

認知症の 度合い	自立	認知症予備軍	認知症の疑い	認知症初期	認知症中期	認知症後期
	日常生活は自立			誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活を送るには 常に支援や介護が必要	専門医療が必要

※認知症の度合いと各種サービスの関係は、あくまで標準的な目安です。
ご本人の状態に応じたサービスの組み合わせを制限するものではありません。



相 談	悩みごと 心配ごと	地域包括支援センター、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、ケアマネジャー、民生委員、いきいきネットワーク推進員、認知症の人と家族の会、在宅を支える家族の会、心配ごと相談、認知症予防カフェ、消費生活相談、北村山第一医療介護連携センター、若年性認知症コールセンター			P11 ～	
予 防	交流・運動	ふれあい・いきいきサロン、老人クラブ連合会、認知症予防カフェ、趣味の会など			P14	
医 療	早期発見・早期対応・継続治療	主治医、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、認知症専門医療機関			P16 ～	
介 護		自宅から通う	デイサービス、通所リハビリ		P18	
		自宅に来てもらう	訪問介護、訪問リハビリ、訪問入浴介護、訪問看護、居宅療養管理指導		P18 ～	
生活 支援	家族を支える	認知症地域支援推進員、認知症サポーター養成講座、認知症予防カフェ、認知症の人と家族の会、心配ごと相談事業、家族介護教室			P19	
		生活支援体制整備事業、隣組、地区住民			P20	
		安心おかえり登録事業、認知症高齢者等位置情報システム利用推進事業			P19	
	ご本人を支える	村山いきいきネットワーク推進事業、外出支援サービス、買物支援サービス、在宅福祉ボランティア推進事業、緊急通報装置の貸し出し P20 ～				
		福祉サービス利用援助事業		P22	成年後見制度	P22
住まい	住み慣れた 自宅で暮らす	村山市住宅リフォーム支援事業費補助金	P23			
		除雪費支給事業、福祉用具の貸し出し、特定福祉用具の購入費支給、住宅改修費の支給				P23
		ショートステイ				P24
		住み慣れた 地域で暮らす	特別養護老人ホーム		P24	
			介護老人保健施設	P24		
		グループホーム	P24			

※ここでご紹介したサービスは、あくまで代表的なものです。
サービスの全てではありません。
詳しくは各ページにあるお問い合わせ先へおたずねください。

※ここでご紹介したサービスは、あくまで代表的なものです。
サービスの全てではありません。
詳しくは各ページにあるお問い合わせ先へおたずねください。

6 相談

認知症に関する悩みごとや心配ごとは、抱え込まずに相談しましょう。



どこに相談したらいいんだろう？

まずはこちらへご相談ください・・・・・・・・・・地域包括支援センター

認知症をはじめとするさまざまな相談を通じて、介護サービスの利用や医療機関受診へのアドバイス、地域のサポートを受ける方法などのお手伝いをします。

◇**地域包括支援センター** ☎0237-53-9123



認知症なのかしら？

早めの診断 早めの対応・・・・・・・・・・かかりつけ医や、認知症初期集中支援チームへ

「もの忘れ」の原因が年齢相応のもの忘れなのか、それとも認知症の症状なのかを、かかりつけ医に相談してください。

医療サービス・介護サービスを受けていない、中断している方、認知症の行動・心理症状により家族や関係者が対応に困っている時には、認知症初期集中支援チームにご相談下さい。

◇**認知症初期集中支援チーム** ☎0237-53-9123



認知症の家族のことで悩んでいることが...

認知症になった家族のことなら・・・・・・・・・・認知症の人と家族の会

◇**公益社団法人 認知症の人と家族の会**

・やまがた認知症コールセンター

☎023-687-0387

若年性認知症コーディネーターが常駐しています

【月～金 12:00～16:00 祝日、年末年始を除く】

・山形県支部 住所：山形市小白川町2丁目3-31 山形県総合社会福祉センター内

☎023-687-0387

FAX：023-687-0397

◇在宅を支える家族の会

地域における任意の当事者組織であり、在宅で介護を行っている家族の集いを定期的開催しています。

☎090-2844-1150

【月曜～金曜 10:00～15:00 土日祝、年末年始を除く】

◇若年性認知症コールセンター

働き盛りの世代にも起こりうる「若年性認知症」について、専門的教育を受けた相談員が支援を行っています。

☎0800-100-2707

【月曜～土曜 10:00～15:00 ただし水曜日 10:00～19:00（年末年始・祝日は除く）】

訪問販売や電話勧誘などで必要ない商品を購入してしまったら・・・消費生活相談

商品やサービスの契約に関するトラブル、商品の安全性や品質、クーリング・オフ制度に関する相談窓口です。

お問い合わせ：村山市役所消費生活相談窓口 村山市市民環境課内

☎0237-55-2123（直通）

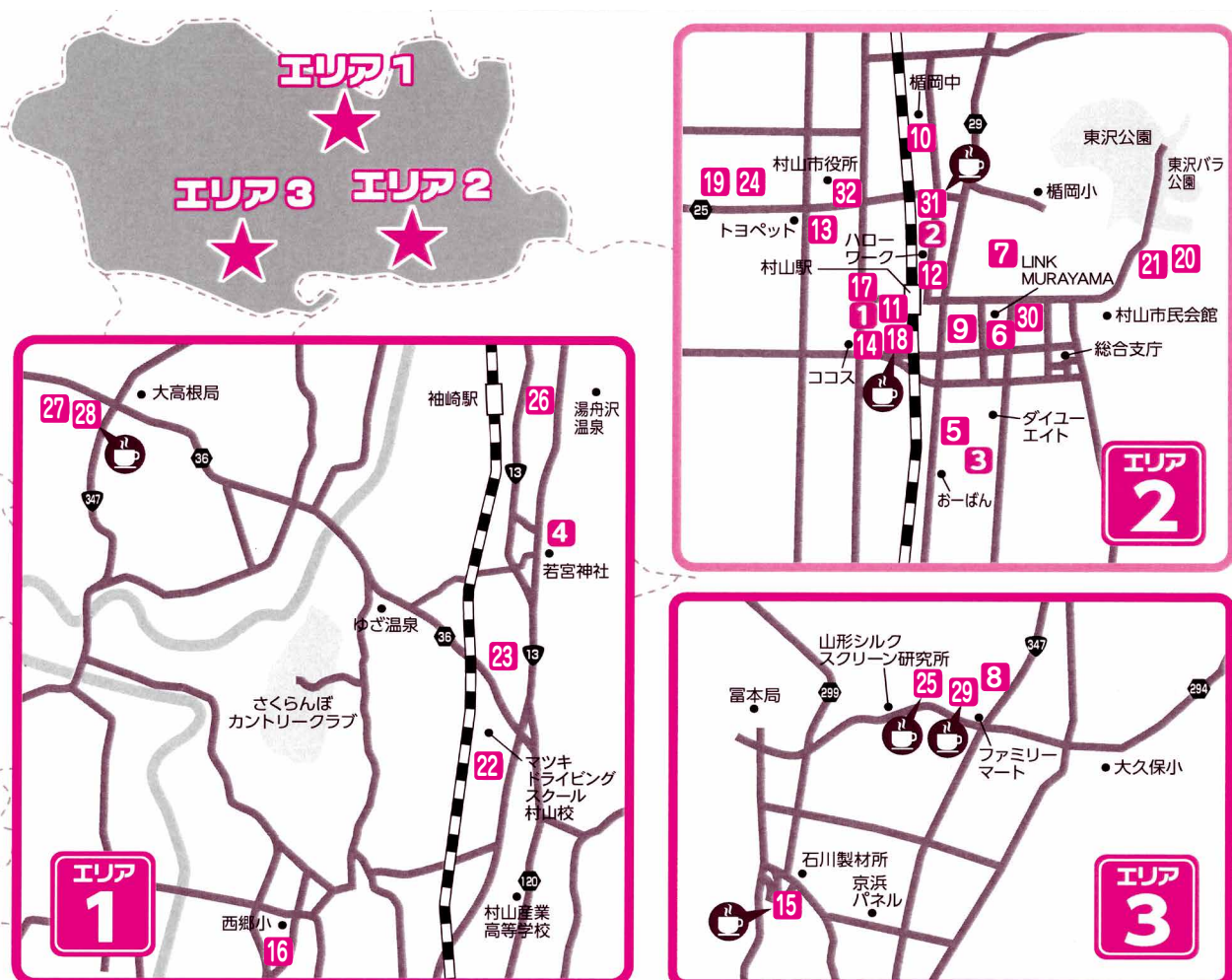
徘徊という言葉を使わない理由とは？

認知症
コラム
1

「徘徊という言葉を使わないで。」と当事者の方からの言葉が聞かれています。「徘徊」という言葉の意味は「何もすることはなく、あてもなくうろうろと歩き回る」とされています。しかし当事者の方は目的があって外に出たけれど、行き先や目的が分からなくなり結果的に迷子になってしまうのです。このような実態を踏まえ、「外出」「散歩」という言い方に変えるケースが増えています。



認知症相談マップ



1 奥山内科循環器科クリニック	☎ 52-0380	駅西 19-15	17 奥山クリニック居宅介護支援事業所	☎ 53-1891	駅西 19-17
2 小野内科胃腸科クリニック	☎ 52-5050	楯岡五日町 14-25	18 香紅の里 ☕	☎ 52-1001	楯岡俵町 20-19
3 かるベクリニック	☎ 53-0770	楯岡新町 4-9-6	19 デイサービスセンター菊香	☎ 53-0168	中央 2-5-43
4 小室医院	☎ 58-2014	本飯田 584	20 ひがしざわ	☎ 52-1511	楯岡笛田 2-19-57
5 しんまち小室医院	☎ 53-8451	楯岡新町 3-2-2	21 村山光ホーム	☎ 53-2520	楯岡笛田 2-19-40
6 鈴木内科医院	☎ 55-2238	楯岡新町 3-24-3	22 まごころ村山	☎ 53-8471	楯山字金谷西 4752-1
7 高橋内科神経科医院	☎ 55-3435	楯岡荒町 1-7-6	23 ローズむらやま	☎ 52-3020	本飯田字柳堤 2486-65
8 羽根田医院	☎ 54-3888	湯野沢 1921	24 むらやま	☎ 52-3456	中央 2-3-46
9 はんだクリニック	☎ 55-3511	楯岡新町 2-7-17	25 はやまホーム ☕	☎ 54-2055	湯野沢 1881-6
10 八鍬医院	☎ 55-3425	楯岡新高田 9-24	26 袖崎	☎ 52-8871	土生田 260-4
11 NPO 法人こでまりの会	☎ 55-8555	楯岡駅西 18-23	27 多機能さくら村山	☎ 52-7036	富並 1469-9
12 ニチケアセンター村山	☎ 52-0231	楯岡五日町 16-15	28 グループホーム村山 ☕	☎ 52-7033	富並 1469-9
13 村山市地域包括支援センター	☎ 53-9123	中央 1-5-24	29 NPO法人ベテスダ ☕	☎ 54-3591	湯野沢 1922-2
14 訪問看護ステーションむらやま	☎ 55-3730	楯岡俵町 20-16	30 多機能笛田	☎ 48-7973	楯岡笛田 4-1-55
15 ふもと ☕	☎ 54-2010	湯野沢 956-3	31 おしゃべりカフェ「集い」 ☕	☎ 090-2844-1150	※詳細はお電話下さい
16 デイサービスセンターにしごう	☎ 52-1020	名取 1020	32 村山市福祉課	☎ 55-2111	中央 1-3-6

☕……村山市認知症予防カフェ開催場所

令和3年8月 認知症市民フォーラム村山実行委員会作成

7 認知症予防について

こころとからだを楽しませることが認知症の予防につながります。

交 流

○ふれあい・いきいきサロン

公民館や集会所、学校の空き教室などを使って、「お茶飲み」や「おしゃべり」、「体操」、「ものづくり」など、さまざまな活動をしています。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 地域福祉係

☎ 0237-53-9155

○村山市老人クラブ連合会

高齢者の方々に結成している老人クラブに対して、活動のための助成金を交付しています。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 老人クラブ事務局

☎ 0237-52-0321

○認知症予防カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、医療・福祉専門職等が集い、相互に交流、情報交換などを行うことができる場所です。認知症や介護に関する相談などできます。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 地域包括支援係

☎ 0237-53-9123

運 動

○健康増進事業

健康維持し病気を予防するために、温泉を利用した自主的な健康づくりを支援します。参加条件がありますのでお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：村山市役所 保健課 課長補佐

☎ 0237-55-2111（内線130）

○運動教室

運動のきっかけづくりと継続のため、生活習慣病等の予防のため開催しています。

お問い合わせ：村山市役所 保健課 健康指導係

☎ 0237-55-2111（内線136）

○一般介護予防事業（65歳以上の方が対象となります。）

・はつらつ脳力教室

介護予防に関する知識や生活習慣の見直しについて学べる教室です。

- ・ はつらつ元気体操教室

ロコモティブシンドロームを予防するために筋力、持久力、バランス力を強化する教室です。

- ・ らくらく健康運動教室

個々の体力に応じた運動支援を行い、楽しく運動習慣を身につけられる教室です。

お問い合わせ：村山市役所 福祉課 介護保険係

☎ 0237-55-2111（内線143）

○高齢者スポーツ大会

村山市の老人クラブ連合会は、ワナゲ大会、グラウンドゴルフ大会、レクリエーション大会などを実施しています。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 老人クラブ事務局

☎ 0237-52-0321

○健康教室サークル、趣味の会など

だれかとおしゃべりをしたり、何かを学んだり、趣味を深めたり、スポーツをしたり、ゆっくり休んだりすることは、「こころ」と「からだ」を楽しませます。

めぐりめぐって認知症の予防につながります。

介護予防サポーターについて

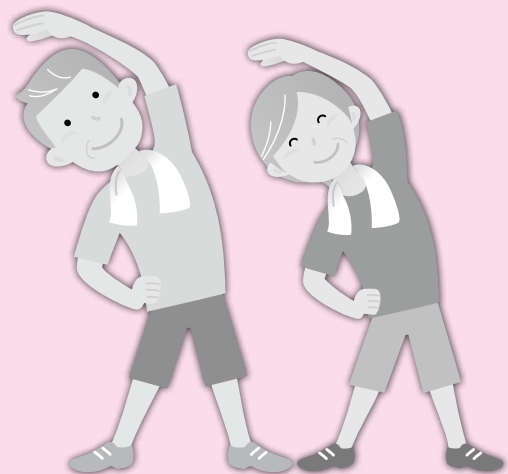
認知症
コラム
2

介護予防サポーター「ほっこり体操会」では、楽しく介護予防ができるようにと、月1回の体操練習会をしながら地域での普及活動を行っています。いろいろな集まりにサポーターが出向いて体操体験を行いますので、お気軽に事務局へお声かけ下さい。介護予防サポーターになってみたいと思う方も募集しています。

事務局：村山市社会福祉協議会

地域包括支援係

☎ 0237-53-9123



8 医療について

認知症は、早期発見・早期対応・継続治療がとても大切です。

早期発見 ・ 早期対応 ・ 継続治療	○かかりつけ医 もの忘れの原因が認知症によるものなのかどうかを、診断します。 ○認知症疾患医療センター 関係機関と連携して、認知症の診断や専門医療相談を行います。 ※かかりつけ医からの紹介が必要となります。
--------------------------------	---

篠田総合病院認知症疾患医療センター【地域型】

所在地	〒990-0045 山形県山形市桜町2番68号 医療法人篠田好生会 篠田総合病院
電話番号	023-623-1711 (代表)
FAX番号	023-635-4393
電話予約受付	月曜～金曜日 8:40～16:00 (できるだけ14時以降にお願いいたします)
診療時間	月曜～金曜日 9:00～11:30
医療相談	月曜～金曜日 9:00～16:00

国立病院機構山形病院認知症疾患医療センター【連携型】

所在地	〒990-0876 山形県山形市行才126番地2 独立行政法人 国立病院機構山形病院
電話番号	023-684-5566 (代表)、023-681-2303 (直通)
FAX番号	023-681-9477
電話予約受付	月曜～金曜日 9:00～17:00
診療受付時間	月曜～金曜日 8:30～11:30
医療相談	月曜～金曜日 9:00～17:00

PFC HOSPITAL (旧称 新庄明和病院) 認知症疾患医療センター【地域型】

所在地	〒996-0053 山形県新庄市大字福田806番地 医療法人社団清明会 PFC HOSPITAL
電話番号	0233-22-2125
FAX番号	0233-23-5586
診療受付時間	月曜～金曜日 8:30～11:00
医療相談	月曜～金曜日 8:30～17:30

佐藤病院認知症疾患医療センター【地域型】

所在地	〒999-2221 山形県南陽市柵塚948-1 社会医療法人公徳会 佐藤病院
電話番号	0238-40-3170（代表）0238-43-6040（直通）
FAX番号	0238-43-2076
受付時間	月曜～金曜日 8:30～11:30、13:30～16:30
医療相談	月曜～金曜日 8:30～17:00または、 公徳会佐藤病院医療福祉相談室（24時間体制）0238-40-3170

日本海総合病院認知症疾患医療センター【地域型】

所在地	〒998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地 地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院
電話番号	0234-26-2001（代表）
診療受付時間	月曜～金曜日 8:00～11:00
電話予約受付	月曜～金曜日 8:30～15:00 （できるだけ10:30～13:30にお願いいたします）

【受診の際の注意】 まずは、電話でご相談・ご予約ください。

- ・現在ほかの病院や医院を受診している方は、紹介状をご持参ください。
- ・そのほか詳細は、各病院ホームページでもご覧いただけます。

「空き家」のことでお悩みの方



一人暮らしや高齢で、今、住んでいる家が「空き家」になったら、その後、どうしたらいいかと悩んでいる方はいませんか？

もし、「空き家」を適正に管理できず、家屋の倒壊や火災などが発生してしまい、近隣や通行人などに被害を与えてしまうと管理責任を問われてしまいます。

村山市にも、「空き家」に関する相談の窓口がありますので、相談してみてもいいかもしれません。



お問い合わせ：村山市役所 まち整備課 まち整備係
☎0237-55-2111（内線244・245）

9 介護について

認知症の方の在宅生活を支えるため、介護サービスを活用しましょう。

自宅から通う

○デイサービス（通所介護・認知症対応型通所介護） ※介護保険

ご自宅からデイサービスセンターなどの施設へ日帰りで通い、食事や入浴、排泄といった日常生活上の助けやレクリエーションを受けられます。

○通所リハビリテーション ※介護保険

ご自宅から施設や医療機関へ日帰りで通い、食事や入浴、排泄といった日常生活上の手助けやレクリエーションを受けられるとともに、理学療法士や作業療法士から心身の機能回復や機能低下を遅らせる訓練（リハビリテーション）を受けられます。



自宅に来てもらう

○訪問介護（ホームヘルプ） ※介護保険

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、食事や入浴、排泄の介助や、掃除、洗濯、調理といった手助けをします。通院などを目的とした車の乗り降り介助（介護タクシー）も利用できます。

○訪問リハビリテーション ※介護保険

理学療法士や作業療法士がご自宅を訪問し、心身の機能回復や機能低下を遅らせる訓練（リハビリテーション）を行います。

○訪問入浴介護 ※介護保険

移動入浴車がご自宅を訪問し、同行した看護師や介護士が入浴の介助をします。

○訪問看護 ※介護保険

看護師がご自宅を訪問し主治医と連絡をとりながら、療養生活に必要なお世話や診療の補助を行います。

○居宅療養管理指導 ※介護保険

医師や歯科医師、薬剤師、栄養管理士などがご自宅を訪問し、療養生活に必要な診療や投薬、栄養指導などを行います。

ご利用の際に「要介護認定・要支援認定」の申請が必要です。

お問い合わせ：村山市役所 福祉課 介護保険係

☎0237-55-2111（内線：145）

10 生活支援について

医療や介護以外にも、暮らしを支えるさまざまな取り組みや制度があります。

家族を支える

○認知症地域支援推進員等配置事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援推進員を配置しています。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 地域包括支援係

☎ 0237-53-9123

○認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい知識や対応の仕方について学び、認知症の方やそのご家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」の養成講座を開催しています。どなたでも受講できます。

講座を受講し認知症サポーターとなった方には「オレンジリング」を、お渡ししています。

お問い合わせ：村山市役所 福祉課 介護保険係

☎ 0237-55-2111（内線145）

○安心おかえり登録事業

認知症などで一人で外出して道に迷う恐れがある高齢者を対象とし、本人の情報をあらかじめ市に登録しておくことで、包括と警察で情報を共有します。行方がわからなくなったときの搜索や早期発見、保護に役立てます。

お問い合わせ：村山市役所 福祉課 介護保険係

☎ 0237-55-2111（内線145）

○認知症高齢者位置情報システム利用推進事業

認知症により一人で外出して道に迷う恐れがある高齢者を介護しているご家族に対し、利用者の所在を確認するための位置情報端末機（GPS）の利用に要する費用を一部助成します。

お問い合わせ：村山市役所 福祉課 介護保険係

☎ 0237-55-2111（内線145）

○心配ごと相談事業

「村山市心配ごと相談所」を設置し、地域住民の身近な相談窓口として、生活安定と福祉の向上に努めています。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 地域包括支援係

☎ 0237-53-9123

○家族介護教室

高齢者介護の実習等を通じて介護方法や介護予防、健康づくりについての知識・技術を習得するための教室を開催し、介護にあたっている家族を支援します。

お問い合わせ：村山市役所 福祉課 介護保険係

☎ 0237-55-2111（内線145）

○生活支援体制整備事業

医療、介護のサービス提供のみならず、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図っています。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 地域包括支援係

☎ 0237-53-9123

○村山いきいきネットワーク推進事業

各地区のネットワーク推進員を中心として、見守りが必要な方（高齢者やひとり暮らしの方・障がい者や子育て中の方など）に対して、2～3人ほどのネットワーク協力員による見守り声かけを中心とした安否確認の活動をしています。

○在宅福祉ボランティア推進事業

福祉スクール[㊦]の会を実施主体として民生委員・児童委員の協力のもと各種ボランティア事業を実施しています。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 地域福祉係

☎ 0237-53-9155

○地域住民グループ支援事業（ふれあい・いきいきサロン）

高齢者が地域で介護予防のための自主グループを作り、自治公民館に定期的に通って仲間づくりや交流を深めています。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 地域福祉係

☎ 0 2 3 7 - 5 3 - 9 1 5 5

○団体育成「村山市老人クラブ連合会」

高齢者福祉の向上のために健康・生きがい事業を柱として老人クラブと連携した活動をしています。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 老人クラブ事務局

☎ 0 2 3 7 - 5 2 - 0 3 2 1

認知症について学ぶには？

認知症
コラム
4

家族や友人など身近に認知症の人がいる場合、どのように対応したらよいのか不安に思うことがあるかもしれません。適切な対応をするためには、認知症について正しく理解する必要があります。

認知症について学ぶには認知症サポーター養成講座があり、この講座では、認知症についての正しい知識を習得し、認知症の人やその家族を支援するための方法を学ぶことができます。

また、認知症予防カフェなどでは、認知症の当事者やその家族、介護職員からお話を聞いたり、相談したりすることができます。



○福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

判断能力が不十分な方の福祉サービスを利用する際のお手伝いや利用料の支払い、日常的な金銭管理の支援を行っています。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 生活支援係

☎0237-52-0321

○成年後見制度

認知症によって判断能力が低下した方の権利を守るため、ご本人に代わって契約や財産管理をする法定代理人をつけてもらうための「成年後見制度」をご紹介します。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 地域包括支援センター

☎0237-53-9123

○村山市成年後見センター事業

認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利を守るため、成年後見制度に関する相談や啓発活動、家庭裁判所への申立書の書き方等の支援を行っています。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 生活支援係

☎0237-52-0321

○外出支援サービス事業

身体的に公共交通機関を利用することが困難であり周囲からの送迎援助が得られない、介護認定を受けている方、障がい者手帳を有している方に対し、通院を目的とした送迎サービスを行っています。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 地域福祉係

☎0237-53-9155

○買物支援サービス事業「かーうー号」

買い物が困難な高齢者等を最寄りのスーパーマーケット及び商店へ送迎し、移動中の安全確保や買い物の補助、荷物の運搬などを支援します。

- ・利用予約は、一週間前までとします。
- ・利用券は、5回分 1,500円とします。（1回 1名 300円）
- ・利用券の有効期限は、初回利用日から1年間とします。

対象となるかはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：村山市社会福祉協議会 地域福祉係

☎0237-53-9155

○緊急通報等体制整備事業 ※介護保険

65歳以上で、要支援、要介護の認定を受けている一人暮らし高齢者、高齢者世帯等で急病や災害等の緊急事態発生時に対応するため、緊急通報装置を貸与し、在宅生活の安全確保と不安の解消を図ります。

お問い合わせ：村山市役所 福祉課 地域福祉係

☎0237-55-2111（内線142）

11 住まいについて

自宅や地域で快適に暮らすために、住まいへの支援を活用しましょう。

住
み
慣
れ
た
自
宅
で
暮
ら
す

○高齢者等除雪ボランティア派遣事業

自力で除雪できない在宅の高齢者に対し、除雪ボランティア（有償）を派遣します。

お問い合わせ：村山市役所 福祉課 地域福祉係

☎ 0 2 3 7 - 5 5 - 2 1 1 1（内線 1 4 2）

○除雪費支給事業

自力で除雪できない 65 歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯、65 歳未満の重度障がい者と同居している 65 歳以上の高齢者世帯等に対し除雪費を助成します。

お問い合わせ：村山市役所 福祉課 地域福祉係

☎ 0 2 3 7 - 5 5 - 2 1 1 1（内線 1 4 2）

○村山市住宅リフォーム支援事業費補助金

住宅の修繕、補修、模様替え等で、一戸当たり 20 万円以上の工事を行う方に対し、工事費の一部を支援します。市内の事業者に工事を発注するものが対象であり、契約・着工前の事前申請が必要です。

お問い合わせ：村山市役所 建設課 建築係

☎ 0 2 3 7 - 5 5 - 2 1 1 1（内線 2 3 8）

○福祉用具の貸し出し ※介護保険

自立した日常生活を助けるさまざまな用具（工事不要の手すり、歩行補助杖、車椅子、特殊寝台、など）を貸し出しています。

○特定福祉用具の購入費支給 ※介護保険

福祉用具（入浴補助用具、簡易浴槽、腰掛け便座、など）について、その購入費用の一部を支給します。費用には上限があり、指定業者から購入する必要があります。

○住宅改修費の支給 ※介護保険

ご自宅に手すりを取り付けたり、段差を無くしたりといった改修工事を行った場合に、改修工事の一部を支給します。費用には上限があり、改修工事前に申請をする必要があります。

○ショートステイ（短期入所） ※介護保険

ご自宅から施設へ短期間入所し、日常生活における各種の支援や機能訓練などを受けられます。

○グループホーム（認知症対応型共同生活介護） ※介護保険

認知症の方が、施設職員の介護を受けながら、他の認知症の方と共同生活をす
る住宅です。

○介護老人保健施設 ※介護保険

入院後に症状が安定した方の在宅復帰を支援するため、リハビリテーションを
行いながら医療上の手助けや日常生活上の介護を行います。

○特別養護老人ホーム ※介護保険

常に介護が必要となり、在宅での生活が困難となった方が入所する施設です。
食事や入浴、排泄といった日常生活上での介護や、療養上のお世話を受けられます。

「※介護保険」とあるものについては、ご利用の際に「要介護認定・要支援認定」の申請が必要
です。

お問い合わせ：村山市役所 福祉課 介護保険係

☎0237-55-2111（内線145）

村山市認知症支援ガイドブック

2015年12月 第一刷発行
2018年10月 第二刷改訂版発行
2019年10月 第三刷改訂版発行
2020年 7月 第四刷改訂版発行
2021年 9月 第五刷改訂版発行
2022年 5月 第五刷改訂版増刷
2024年 7月 第六刷改訂版発行
2025年 9月 第七刷改訂版発行
2026年 5月 第八刷改訂版発行



発行所 社会福祉法人 村山市社会福祉協議会
〒995-0035
山形県村山中央一丁目5番24号
電話 0237-53-9123 FAX 0237-55-7470
印刷・製本 株式会社 光洋印刷

